

棚田地域振興活動加算

取組集落の目標

滋賀県 農政水産部 農村振興課
地域資源活用推進室 山本

I . 棚田地域振興活動加算における目標設定の考え方

I. 要領等における位置づけ

◆中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のイの(ア)

第6 交付金の実施

3 交付額

イ 加算措置

(ア) 棚田地域振興活動加算

(集落協定の活動において、棚田地域振興法第10条の認定棚田地域振興活動計画が策定された地域であって、当該計画に係る協定農用地内の勾配が田で1/20以上、畑で15度以上である農地（以下「棚田地域振興農地」という。）について、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和11年度までの間に、**農村振興局長が別に定めるところにより**、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に、棚田地域振興農地の面積に応じて加算されるものをいう。）の10a 当たりの交付の上限単価



◆中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用 第8の2

第8 交付額

2 棚田地域振興活動加算

(2) 実施要領第6の3の(2)のイの(ア)の「**棚田地域の振興を図る取組**」は、**次のアからウまでのそれぞれについて**、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて**定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組**とする。

なお、**上記の目標については**、実施要領第8の2で定める**第三者機関による確認・意見聴取を行うものとする**。

I. 要領等における位置づけ

また、アからウまでの取組には①棚田の価値を活かした活動に加え、②新たな人材の確保に関する取組又は③集落機能を強化する取組及び④農業生産性の向上を図る取組を含めるとともに、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第10条第3項の規定に基づき認定された認定棚田地域振興活動計画に定める指定棚田地域振興活動の目標と整合を図るものとする。

ア 棚田等の保全

棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等

Ⅱ． 各協定の目標

○対象協定

- ・ 大津市下仰木（R7～）
- ・ 大津市上仰木辻下第二（R7～）
- ・ 栗東市走井（R7～）
- ・ 米原市東草野（R8～）
- ・ 高島市森西（R7～）
- ・ 高島市在原（R7～）

の4市6協定

Ⅱ. 各協定の目標

○大津市下仰木

棚田振興計画における目標		協定で設定した目標	
目標の区分		加算要件 ①棚田の価値を生かした活動 ②新たな人材の確保に関する取組 ③集落機能を強化する取組 ④農業生産性向上を図る取組	要件のうち該当する番号
ア	農事組合法人仰木の主たる従事者を5人から7人に増加させ、5人の草刈り部隊を設立する	令和11年度までに農事組合法人仰木の主たる従事者を5人から7人に増加させ、さらに5人の草刈り部隊を設立することで、棚田を保全する体制を強化する。	②③
	農事組合法人仰木の水稲の機械作業の共同化を進め、法人の水稲作付(経営)を3.4haから4haに拡大する	令和11年度までに、農事組合法人仰木の体制を強化し、水稲の機械作業の共同化を進めることにより、法人の水稲作付け(経営)面積を3.4haから4haに拡大することで、生産性の向上を図る。	④
イ	「仰木棚田米」として販売促進を図り、売り渡し価格を現状9,000円/袋から10,000円/袋に向上させ、480袋を販売する	令和11年度までに、「仰木棚田米」としてのブランド価値を高め、販売促進を行うことで、現状9,000円/袋(30kg)で農家が売り渡している棚田米を10,000円/袋(30kg)に向上させ、480袋(1袋30kg)を販売する。	①
ウ	北大津高等養護学校と連携し、棚田米を原料とした米粉加工品を新たに2品目製造・販売	令和11年度までに、北大津高等養護学校と連携し、棚田米を原料とした米粉加工品を新たに2品目製造販売する。	①

Ⅱ. 各協定の目標

○大津市上仰木辻下第二

棚田振興計画における目標		協定で設定した目標	
目標の区分		加算要件 ①棚田の価値を生かした活動 ②新たな人材の確保に関する取組 ③集落機能を強化する取組 ④農業生産性向上を図る取組	要件のうち該当する番号
ア	作業オペレーターを1人確保し、農用地の受託に必要な体制を整備する	令和11年度までに、作業オペレーターを1人確保し、農用地の受託に必要な体制を整備する。	②③
	農地集積面積を44,736㎡から51,445㎡に増加させる	令和11年度までに、地区の農地集積面積を44,736㎡から51,445㎡に増加させる。	④
イ	近隣児童の農作業体験学習を開催し、年間10人の参加を確保。農福連携の一環として年間5名の障がい者参加を確保	令和11年度までに、近隣の児童の農作業体験学習を開催、年間に10人の参加を確保し、また農福連携活動の一環として、年間に障がい者5人の参加を確保し、仰木の歴史とともに農作業の今昔について伝える。	①
	仰木小学校と連携し、稲作学習田を通じて児童が地域農業に関心を持つようにする		
	地区内の0.9haの棚田において、滋賀県推奨米の「みずかがみ」の栽培に取り組む	令和11年度までに、地区内の0.9haの棚田において、滋賀県推奨米である「みずかがみ」の栽培に取り組む。	④
	地区内2か所の棚田ビューポイントにベンチ2台や山桜5本を整備し、良好な景観を創出	令和11年度までに、棚田の地形を活用し、地区内の2か所のビューポイントにベンチ2台や、山桜5本を整備し、良好な景観を創出する。	①
	仰木村棚田の歴史文化を継承する企画を年2回開催し、参加者数をのべ30人以上確保	仰木村棚田の歴史文化を承継する企画を年2回開催し、参加者数を延べ30人以上確保する。	①
ウ	棚田オーナー活動により、地区内の1haの棚田において棚田米を生産	令和11年度までに、棚田オーナー活動により、地区内の1haの棚田において棚田米を生産する。	④
	棚田米を活用した6次産業化推進のため、味噌の加工・製造者を新たに5人獲得し、田舎漬を50kg製造・販売	令和11年度までに、棚田米を活用した6次産業化を推進するため、味噌の加工製造者を新たに5人獲得し、田舎漬を50kg製造・販売する。	②③

Ⅱ. 各協定の目標

○栗東市走井

棚田振興計画における目標		協定で設定した目標	
目標の区分		加算要件 ①棚田の価値を生かした活動 ②新たな人材の確保に関する取組 ③集落機能を強化する取組 ④農業生産性向上を図る取組	要件のうち該当する番号
ア	中山間地域等直接支払交付金取組農用地で耕作放棄地がない現状を維持する 棚田保全に取り組む員数を11人から13人に増加させる	【集落機能強化】-現状、走井地区の中山間直接支払集落協定参加者11名で棚田の保全を図っているところを、水路農道等の維持管理活動について令和11年度までに非農家2名の参加を確保し、棚田の保全体制を強化する。	②③
	自走式草刈り機を1haの棚田で活用し、作業効率を向上させる	【生産性向上】-急傾斜農地の法面や獣害柵周辺の草刈りに多大な時間と労力を要しているため、引き続き、令和11年度まで自走式草刈り機を1haの棚田で活用することで省力化を図り、生産効率の向上に繋げる。	④
イ	一般の方を対象に田植えや稲刈り等の農業体験を年2回以上実施し、毎年120名の参加を確保する	棚田の自然環境を活用した、田植えや稲刈り等の農業体験を令和11年度まで年2回以上実施、毎年120名の参加を確保し、親子のふれあいなどに貢献する。	①
	蛍の鑑賞会等を年1回以上実施し、毎年30名の参加者を確保する	走井棚田は蛍などの生息場所となっており、令和11年度まで蛍の鑑賞会等を年1回以上実施、毎年30名の参加者を確保し、地域の魅力をPRする。	
	棚田周辺に紫陽花を毎年80本植栽する	棚田の景観保全として、棚田周辺に紫陽花を令和11年度まで毎年80本植栽する。	
	棚田に設置する獣害防止柵の点検・見回りを年1回以上実施し、破損箇所を補修する	令和11年度まで、それぞれの棚田に設置する獣害防止柵の点検・見回りを年1回以上実施し、破損箇所を補修することで獣害を未然に防止し、棚田の保全を図る。	③
	農地と一体となった周辺隣地の下草刈り等を年1回以上行う 棚田の荒廃した竹林の伐採を実施する	令和11年度まで、農地と山裾を含めて一体となった周辺隣地の下草刈り等を年1回以上行う。	
ウ	農村交流イベントを年1回以上開催し、毎年150人の参加者を確保する	農村交流イベント(収穫祭)を年1回以上開催し、令和11年度まで毎年150人の参加者を確保、地元農産物のPRを図る。	①
	モモ、イチジク、ブルーベリー等の観光農園を運営し、毎年50名の来場を確保する	モモ、イチジク、ブルーベリー等の観光農園を運営し、令和11年度まで毎年50名の来場を確保する。また、収穫祭や農業体験の取組との相乗効果も期待し、さらなる来場者の増加を図る。	

Ⅱ．各協定の目標

○米原市東草野

棚田振興計画における目標		協定で設定した目標	
目標の区分		加算要件 ①棚田の価値を生かした活動 ②新たな人材の確保に関する取組 ③集落機能を強化する取組 ④農業生産性向上を図る取組	要件のうち該当する番号
ア	ア棚田の保全 イ保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ウ棚田を核とした棚田地域の振興 (取組期間はすべて令和11年度まで)		
	地域農業の担い手を新たに2名育成する。	東草野棚田における地域計画の目標地図に位置付けられた担い手(一般社団法人東草野農業振興会)への農地集積を20ha から28ha に増加させる。	④
	東草野棚田における地域計画の目標地図に位置付けられた担い手(一般社団法人東草野農業振興会)への農地集積を20ha から28ha に増加させる。		
イ	20ha の農地でドローン等を活用した共同防除を実施し、作業の効率化を図る。		
	甲津原交流センター等の直売所での米の年間販売量を4.8トンから6トンへ増加させる。	甲津原交流センター等の直売所での米の年間販売量を4.8トンから6トンへ増加させる。	①
	東草野棚田で実施している環境保全型の農業(環境こだわり農産物の生産とIPM(総合的病害虫・雑草管理)の実践、畦畔の手除草、長期中干し)の取組面積7ha を維持する。		
ウ	人口減少・高齢化により課題となっている集落コミュニティ機能の維持に対応するため、集落住民の生活課題等の情報共有や住民同士の交流を促進するための地域交流会を年1回実施する		
	大学生等の援農ボランティアを募集し、年間延べ15人の参加者を確保する。	大学生等の援農ボランティアを募集し、年間延べ15人の参加者を確保する。	②

Ⅱ. 各協定の目標

○高島市森西

棚田振興計画における目標		協定で設定した目標	
目標の区分		加算要件 ①棚田の価値を生かした活動 ②新たな人材の確保に関する取組 ③集落機能を強化する取組 ④農業生産性向上を図る取組	要件のうち該当する番号
ア	棚田の保全 イ保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ウ棚田を核とした棚田地域の振興 (取組期間はすべて令和11年度まで)		
	棚田保全に取り組む戸数 22軒を維持し、共同活動を年3回実施して耕作放棄率を0%とする	森西棚田の保全に取り組む戸数は 22軒を維持し、共同活動を年3回実施 することで、活動区域における 耕作放棄率を0%とする 。	④
	防草シート を導入し、機械が使用できない共同作業の法面 草刈り時間を1.5hr/3回/年減少 する	森西棚田で 防草シート を導入する等して、共同で行う機械が使用できない手刈り法面の 草刈り等に係る時間を1.5時間/3回/年減少 する。	④
イ	棚田ブランド米の年間販売量を120kg増加する		
	棚田での大学生の農業体験等地域学習を3回行い、延べ20人の参加を確保する 年間3回のコミュニティサロンを開催を維持し、集落機能の強化を図る	令和11年度までに 棚田ブランド(米)の年間販売量を120kg増加 する。 ・棚田米の販売量(年間) 240kg→360kg	④
ウ	都市住民に 田舎暮らし体験の場を提供し、交流の場を年2回設け、延べ120人の交流人口を確保	令和11年度までに都市住民に ”田舎暮らし”体験ができる場所を提供し、合わせて集落内交流の場を年2回設け延べ120人の交流人口を確保し、集落コミュニティの活性化を図る 。	③
	各種団体等の連携し、史跡・農業施設等の 見学ガイドを年2回実施し、延べ30人の参加を確保	令和11年度までに各種団体等と連携して、史跡・農業用施設等の 見学ガイドを年2回実施し延べ30人の参加者 を確保し、集落に残る歴史的遺産の伝承と地域活性化を図る。 (年間)1回→2回	①
	棚田米を原料とする 加工品(米粉菓子)の年間販売量を100kg増加 する	令和11年度までに棚田米を原料とした 加工品(米粉菓子)の年間販売量を100kg増加 する。	④

Ⅱ. 各協定の目標

○高島市在原 (1/2)

棚田振興計画における目標		協定で設定した目標	
目標の区分		加算要件 ①棚田の価値を生かした活動 ②新たな人材の確保に関する取組 ③集落機能を強化する取組 ④農業生産性向上を図る取組	要件のうち該当する番号
ア	ア棚田の保全 イ保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ウ棚田を核とした棚田地域の振興 (取組期間はすべて令和11年度まで)		
	非農業者等と連携し、集落全体で棚田保全を行う人数を維持する(9集落で353人) 中山間地域等直接支払交付金の取組を維持し、水路・農道管理、耕作放棄地の発生防止を継続する棚田保全に取り組む戸数 11軒に増やし、共同活動を年3回実施 する。	令和11年度までに在原神田の保全に取り組む戸数を 9軒から11軒に増やし共同活動を年3回実施 する。また、ボランティア参加人数を0から5名まで増やし、併せて田んぼオーナー制度の受け入れを5名まで増やす。 ・棚田の保全を図る軒数 9軒→11軒	②
	田んぼオーナーのボランティア5名/年を確保 し、外部団体との交流等、棚田保全作業に参加してもらう仕組みを作る	・ボランティアの受入れ(毎回) 0～2名→3～5名 ・ 田んぼオーナーの会員ボランティア の受入れ(年間) 0名→ 5名	②
	耕作放棄されたほ場の改善工事を行い、 5筆を耕作可能なほ場に改善 する	令和11年度までに耕作放棄されたほ場を33筆から28筆に減らし、 耕作可能なほ場を5筆増やす 。 ・耕作放棄されたほ場(筆数) 33筆→28筆 ・ 耕作可能なほ場に改善(筆数) 0筆→5筆	④
イ	棚田ブランド米の年間販売量を1,200kg にする 3筆にクルミを植林し、クルミの観光農園と生産を行う事業を立ち上げる 獣害防止柵の適正な管理や追い払い資材等を活用した被害防止活動を推進する(9集落で37.1kmの柵の維持)	令和11年度までに 棚田ブランド(米)の年間販売量を1,200kg にする。 ・棚田米の販売量(年間) 0kg→1,200kg	④
	しがのふるさと支えあいプロジェクトでの大学生の農業体験等地域学習の取組(年3回)を事業終了のR9以降も継続する 農業を志す高校生の受け入れを行う(延べ3名)	令和11年度までに高校生に向けた 農業等地域学習の参加人数を延べ3名 にする。 ・高校生に向けた農業等地域学習の参加者(延べ) 0名→3名	①

Ⅱ. 各協定の目標

○高島市在原 (2/2)

棚田振興計画における目標		協定で設定した目標	
目標の区分	ア棚田の保全 イ保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ウ棚田を核とした棚田地域の振興 (取組期間はすべて令和11年度まで)	加算要件 ①棚田の価値を生かした活動 ②新たな人材の確保に関する取組 ③集落機能を強化する取組 ④農業生産性向上を図る取組	要件のうち該当する番号
	集落住民の情報共有や住民同士の交流促進の機会確保(全9集落) 集落内外の人や組織と、毎年、ワークショップを開催し、アイデアを出し合って集落機能の強化を図る「いなか体験」のワークショップを年4回開催し、延べ100人の関係人口を確保	令和11年度までにワークショップを年4回開催し、都市農村交流を通じた関係人口の創出を延べ100人にする。 ・都市住民への「いなか体験」ワークショップの実施(年間)0回→4回 ・都市農村交流を通じた関係人口の創出(延べ)0人→100人	②
	オーナー制度やボランティアの募集、散策イベント等の開催により関係人口を拡大(9集落で参加者60人)。廃校を活用し滞在型研修施設を整備。研修生を受け入れ移住につなげる(研修受け入れを延べ3人、お試し移住10人、定住移住者2軒)	令和9年までに在原にある廃校を活用し、お試し移住の受入れや農業研修生を受け入れる滞在型研修施設を整備し、令和11年度までに農業研修生を延べ3名受入れる。また、お試し移住者を延べ10名まで増やし、定住移住者を2軒にする。 ・農業研修生受入れ(延べ)0名→3名 ・お試し移住(延べ)1名→10名 ・移住定住者(軒)0軒→2軒	①
	棚田米を原料として加工品を利用した商品開発、販売(年間350kg)。日本酒、味噌づくりを行う。	令和11年度までに棚田米を原料と加した加工品(米粉)を利用した商品開発を行い、棚田米を原料とした日本酒、味噌作りを行うことで、棚田米を原料とした加工品の販売を年間350kgにする。 ・棚田米を原料とした加工品の販売(年間)0kg→350kg	④